
プロジェクト

項目 **第 27 回作業部会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料では、第 27 回 IFRS のエンドーメントに関する作業部会（2016 年 6 月 20 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめている。当該意見を踏まえて作業部会に提出した資料を修正し、本日の委員会の審議資料（審議(4)-2 から審議(4)-6-2）としている。

2013 年中に IASB により公表された新規の又は改正された会計基準等を対象とした IFRS のエンドースメント手続

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資をヘッジ対象とした公正価値ヘッジのノンリサイクリング処理

(文案を修正すべきという意見)

第 27 回作業部会で聞かれた意見

2. コメント対応案において、日本基準の時価ヘッジと同様の方法を認めるべきというコメントに対する反論の中で、修正国際基準と日本基準との間で異なる点が多くあることを殊更に強調する必要はない。
3. 企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」の文案の結論の背景に記載された、時価ヘッジと同様の方法を許容する案への反論について、次の意見がある。
 - (1) IFRS 第 9 号(2013 年)でヘッジ手段の利得又は損失をその他の包括利益累計額に残したままであることを発端として「削除又は修正」を行っているため、時価ヘッジと同様に、当初から純損益に含めることは論点への直接の対応になっていないことを理由にしてはどうか。
 - (2) 「企業の保有意図と合わない会計処理となる可能性があること」を挙げているが、ヘッジ会計を採用している時点で、資本性金融商品の保有意図が、ヘッジ手段で時価の変動をヘッジするという意図に変わっているのではないか。

キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベースス・アジャストメント

(ベースス・アジャストメントについて「削除又は修正」する理由の追加に対する意見)

第27回作業部会で聞かれた意見

4. 我が国の純損益に対するリサイクリングが必須との主張に関して「今後の効果的な意見発信のための有効なアプローチを再度よく検討して欲しい」という意見に対して、コメント対応案において今後に向けたASBJの姿勢を示すべきである。
5. 今後は、包括利益についても、その内容や認識するタイミングについて議論する必要があると考えられる。
6. ベースス・アジャストメントについて「削除又は修正」する理由の追加文案に他の箇所と重複する部分や不明確な部分があるため、記載を見直すべきである。

(オプションをヘッジ手段とする場合の当該オプションの時間的価値の「削除又は修正」の追加について)

第27回作業部会で聞かれた意見

7. これまで、重要性のない項目も主張を首尾一貫させるため「削除又は修正」してきたことを鑑みれば、当該項目も「削除又は修正」することが考えられる。
8. 重要性のない項目について「削除又は修正」を行わない選択肢もあり得るが、それはIASBに当委員会の主張が理解されていることを前提とする場合である。

その他

第27回作業部会で聞かれた意見

9. IFRS任意適用企業が積み上がってきている現状においては、「実務上の困難さ」の観点で「削除又は修正」を判断する可能性は低くなっていることから「実務上の困難さ」という判断基準は見直してはどうか。